

宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上検討会の設置について

1. 背景・目的

環境省は、政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年）に基づき、国立公園の保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、「国立公園満喫プロジェクト」を推進してきた。

2018年に「国立公園の宿舎事業のあり方について」をまとめ、国立公園の宿舎事業が目指す方向性として、国立公園の魅力を発信する新たな宿泊体験の提供と、既存エリア・施設の再生・上質化を挙げた。これを踏まえ、廃屋撤去等による景観改善や上質な宿泊施設の誘致等に取り組むとともに、改正自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画を導入する等の取組を進めてきた。

インバウンドが再開する中、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、さらなる高みを目指す集中的な取組を実施し、国立公園満喫プロジェクトの社会実装を進める必要がある。

このため、国立公園満喫プロジェクト有識者会議の下に検討会を設置し、民間提案を取り入れた高付加価値な宿泊施設を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力向上に向けた基本的な考え方、スキーム、講ずべき施策等の実施方針について取りまとめる。

その後、実施方針を踏まえ、事業候補地においてサウンディング調査を実施し、具体のモデル地域を決定し、事業を実施する。

2. 検討委員

大西 雅之（鶴雅ホールディングス株式会社 代表取締役）

加藤 久美（和歌山大学教授、武蔵野大学教授）

下村 彰男（國學院大學教授）

田中 明（高山市長）

友井 俊介（一般社団法人不動産協会リゾート事業委員会委員長、東急不動産株式会社
ウェルネス事業ユニット ホテル・リゾート開発企画本部 執行役員本部長）

永原 聡子（Deneb 株式会社 共同創業者・代表取締役、アトリエラパズ株式会社 代表取締役）

藤木 秀明（東洋大学大学院客員教授）

涌井 史郎（東京都市大学特別教授）【座長】

※50音順・敬称略

3. スケジュール（予定）

2022 年度

- 1月30日 第1回検討会（検討会設置、現状と課題、事業者によるプレゼン、論点）
- 2月10日 第2回検討会（事業者によるプレゼン、論点）
- 3月14日 第3回検討会（地域によるプレゼン、論点）
- 3月29日 国立公園満喫プロジェクト有識者会議（報告と意見交換）
※並行して、事業者や自治体等へのヒアリングを実施

2023 年度

- 5月頃 第4回検討会（事業スキームの検討、実施方針案）
- 6月頃 第5回検討会（実施方針決定）
※実施方針を踏まえ、サウンディングを実施しモデル地域を決定

（別添）

宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上検討会開催要領

（目的）

第1条 国立公園満喫プロジェクト有識者会議のもとに、宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的な魅力の向上方策を検討するために必要な助言を得ることを目的として、宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（役割）

第2条 検討会は、宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上のために、次に掲げる事項について助言するものとする。

- （1）宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上を行うための実施方針に関する事項
- （2）その他、宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上の取組に関する事項

（構成）

第3条 検討会は環境省自然環境局長から委嘱された有識者をもって構成する。

（運営）

第4条 検討会は、座長が議事進行を行う。

- 2 座長は、環境省が委員の中から選出する。

- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省自然環境局国立公園課に置く。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することが出来る。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要領は、令和4年12月27日から施行する。